評議員会招集手続省略に係る同意書

　私は、社会福祉法第45条の９第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条の規定に基づき、下記事項について評議員会を開催することに同意します。

記

１　開催日時 　令和○○年○○月○○日　午前(午後)○○時

２　開催場所 　社会福祉法人○○○会　法人本部○○室

３　目的事項 　第○号議案　○○○○

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○　様

令和　　　年　　　月　　　日

氏名　　　　　　　　　　　㊞

|  |
| --- |
| 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（評議員会の招集の通知）第182条　評議員会を招集するには、理事（社会福祉法第45条の９第５項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。２　理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。３　前２項の通知には、前条第１項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 （招集手続の省略）第183条　前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 |